

地域おこし協力隊員の任用について

1. これまでの経緯

- 恵庭市は 60 年以上にわたり「花のまちづくり」に取り組み、都市景観大賞や緑の都市賞などを受賞。令和 4 年には全国都市緑化北海道フェア「ガーデンフェスタ北海道 2022」（以下「緑化フェア」という）を開催し、市民主体の活動が全国的に知られるようになりました。
- 緑化フェア後も、この取り組みを一過性で終わらせないため、中間支援機能（花と緑の相談、市民と行政の調整、啓発活動等）の在り方を検討し、令和 7 年 6 月には（仮称）花と緑の文化センター構想を策定したところであります。
- この構想を実現し、市民協働をさらに発展させるための人材として、令和 7 年度より地域おこし協力隊制度を活用することとしました。

2. 地域が抱える課題と制度活用の目的

（１）地域が抱える課題

- 地域が抱える主な課題として、緑化フェア後に広がった市民活動を持続的に支える体制、すなわち中間支援機能の整備が十分でない点が顕在化しました。
- 本市では、これまで地域おこし協力隊制度の導入について一定の関心はあったものの、具体的な制度活用には至っておりませんでした。しかし、ガーデンフェスタ後の市民活動の展開を受けて、支援体制の不在が課題として浮き上がり、制度導入を本格的に検討するに至りました。
- このため、令和 7 年 6 月に（仮称）花と緑の文化センター構想を策定し、中間支援機能の拠点化と人材確保の方向性を明確化しました。その実現手段として、地域おこし協力隊制度を活用し、市民と行政、地域団体をつなぐ人材の配置に着手したところであります。
- なお、本制度の導入は、これまでの市議会においても課題として指摘されてきた「市民協働の推進」や「担い手不足」の解消に資するものであり、政策の継続性と整合性をもった取り組みであります。

（２）制度活用の目的

- 地域おこし協力隊員（以下「隊員」という）が市民・団体・行政をつなぐ役割を担い、「花のまちづくり」の次世代継承・市民参加拡大・交流人口の増加を図ります。
- 花の拠点（はなふる）の持続可能な運営と、地域団体との協働を促進します。
- 将来的な定住・起業・就業につながる人材を確保し、地域活動の担い手を増やします。

<なぜ地域おこし協力隊制度なのか>

①外部人材の視点とネットワーク

市民公募の場合、既存団体の延長に留まりやすい。一方、協力隊は都市部からの新しい視点を持ち込み、市民活動の幅を広げる効果が期待できます。

②定住・移住促進という副次的効果

単なる人材補充ではなく、任期後の恵庭への定住・起業・就業につながる仕組みがある。地域課題解決と人口対策を兼ね備える点で、市民公募にはない制度的強みがあります。

③制度としての安定性・財政支援

国の財政支援を受けつつ、最長 3 年間にわたり安定した人材配置が可能。市単独の公募では困難な「人件費負担の軽減」が可能です。

【参考】地域おこし協力隊制度の概要（国の特別交付税措置）

<目 的>

都市地域から地方に生活拠点を移し、地域課題に取り組む「地域協力活動」を通じて定住・定着を図る国の制度

<活動期間>

概ね 1 年以上 3 年以下（3 年を超える場合は補助対象外）

<財政支援>

隊員 1 人あたり活動に必要な費用について、次のとおり上限が設定されている。

・総額上限：年間最大 550 万円／人

－ 報償費等（給与・手当など）：最大 350 万円

－ その他活動経費（消耗品費、研修費、交通費等）：最大 200 万円

<特 徴>

活動終了後も地域への定住・起業を促す仕組みを持ち、単なる人材補充ではなく、地域の将来を担う人材確保策として制度化されております。

3. 隊員募集の概要

○募集人数：1 名

○募集期間：令和 7 年 3 月 14 日（金）～7 月 9 日（水）

○応募資格：都市地域在住者で採用後に恵庭市に住民票を移すこと、20 歳以上 50 歳未満、普通自動車免許、PC スキル、市民との協働力など

○任用形態：会計年度任用職員（パートタイム）、期間最長 3 年

○給与・待遇：月額 184,851 円＋期末・勤勉手当（4.6 か月）、社会保険・厚生年金・雇用保険適用、住居補助あり

○勤務時間：週 29 時間

4. 活動内容（予定）

○中間支援機能の事業の立ち上げ・運営補助

・花と緑に関する相談窓口運営

・花の拠点（はなふる）の景観管理（市民・専門家との協働）

・ガーデナー等研修事業（視察受入・研修調整）

○市民団体との花壇管理やイベント参画・調整

5. 今後の展望と課題

- 協力隊制度を通じて「新たな市民参加」「花の拠点（はなふる）の持続可能な運営」「交流人口拡大」などの実現を目指します。
- 隊員の活動成果を踏まえ、中間支援機能を担う組織の設立準備会を立ち上げ、将来的には独立した運営組織（NPO 法人等）への発展を目指します。
- 試行事業として、
 - ・花と緑に関する相談窓口運営（月 1～2 回の開設、市民・団体の相談を専門団体と連携して対応）
 - ・はなふる景観管理事業（専門家や市民団体とのウォークスルー、年 3 回程度の協議）
 - ・ガーデナー等研修事業（市内外の視察受入、交流研修の実施）を実施し、効果検証を行います。
- 隊員はこれらの試行事業に携わり、市民・団体・行政をつなぐ “ コンシェルジュ的役割 ” を担うことで、相談・依頼の一元化や団体間の連携活性化を進めます。
- 将来的には、（仮称）花と緑の文化センターを中心とした中間支援機能を整備し、花の拠点（はなふる）から市内全域へと「花のまちづくり」の波及を図ります。
- 行政としては、人材確保（協力隊員・職員派遣）、活動拠点（はなふる内施設）の提供、必要な財源の確保を行い、市民協働の基盤強化を支援します。